

【各特別支援学校高等部（ろう学校・桃花台学園除く）に入学する生徒用】

令和7年度 山梨県立学校における生徒使用端末の仕様について

教育委員会からのお知らせ
第2弾マル！



©HISHIMARU TAKEDA

- ◆山梨県教育委員会では、県立学校において1人1台端末環境での教育を行うため、各ご家庭に端末をご用意いただくこととしております。
- ◆令和7年度のiPadOS端末の仕様は次のとおりであり、各ご家庭には、これを満たす端末をご用意いただく必要があります。
- ◆端末のご準備に際しては、国の制度を活用した購入支援策の実施を予定しており、必要な予算案を令和7年2月県議会に提出する予定としております。（支援策の正式な実施決定は、県議会での予算案議決後になります。）
- ◆県教育委員会では、次の仕様を満たし、通常よりも安価に購入できるEC（端末購入）サイトを用意しております。詳しくは裏面をご覧ください。

iPadOS端末の仕様【各特別支援学校高等部（ろう学校、桃花台学園は除く）】

OS	<ul style="list-style-type: none"> ・iPadOS 17以上 ※OSはiPadOSに統一します (Microsoft Windows端末、Google Chrome OS端末は持ち込めません)
ストレージ	<ul style="list-style-type: none"> ・64GB 以上
画面	<ul style="list-style-type: none"> ・10.2 インチ～12.3インチ以下
無線	<ul style="list-style-type: none"> ・IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上、Bluetooth4.2以上対応
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネル対応液晶搭載タブレット
カメラ機能	<ul style="list-style-type: none"> ・本体前面と背面に計2個のwebカメラを有することが望ましい
キーボード	<ul style="list-style-type: none"> ・端末に対応する完全に脱着できるBluetooth接続でない日本語JISキーボードで、スタンド機能を有し、ディスプレイカバーとしても利用でき、本体と接続でき、ペアリングや充電が不要であることが望ましい
スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること（キーボードカバーがスタンドになる場合は不要）
サウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・マイク、スピーカー内蔵
外部接続端子	<ul style="list-style-type: none"> ・Lightning コネクタまたは USB Type-C コネクタ× 1 以上 ・マイク・ヘッドフォン端子× 1 以上（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）

Q 表面に記載されている仕様を全て満たす端末でない学校では使用できませんか。

◆仕様を満たさない端末は、各学校での授業で使用する場合に支障が出る可能性が高いことから、仕様を全て満たす端末をご用意いただくようお願いします。

Q 推奨仕様を満たす端末を紹介してください。

- ◆県教育委員会では、事業者（株式会社 大塚商会）との連携により、仕様を満たす端末をインターネット上で安価に購入できるECサイトを開設いたしますので、ご活用ください。
- ◆ECサイトへのアクセス方法は、入学許可予定者発表後にチラシにてご案内いたします。
- ◆令和7年度入学生がECサイトで購入できる端末の主な仕様は次のとおりです。詳細は県ホームページに掲載いたします（「山梨県 ICT教育」で検索してください）。

iPadOS端末仕様

機種	iPad第10世代
OS	iPadOS 18
ストレージ	64GB
画面	10.9インチ・IPSテクノロジー搭載 2,360×1,640ピクセル解像度・画素密度264ppi
無線	2×2MIMO対応 Wi-Fi6 (802.11ax) 同時デュアルバンド Bluetooth5.2
カメラ機能	前面：12 MP、後面：12 MP
キーボード	iPad第10世代対応の着脱式デバイス（RUGGED COMBO 4） 調節可能なキックスタンド有り・ディスプレイカバー利用可能 ペアリング・充電不要（iPadから直接供給・JIS 規格）
保証	1年間のハードウェア製品保証：メーカー標準保証
料金	59,950円（キーボード・消費税・学校への送料込込）



山梨県教育委員会
ICT教育HP



Q 卒業生（現3年生）から譲り受けた端末（iPad第9世代）を使用することはできますか。

◆使用可能です。ただし、**端末の卒業処理をせず、初期化だけを実施**して譲渡してもらえるようにご相談ください。

Q 端末購入に対する支援策はありますか。

◆国の制度を活用した購入支援策の実施を予定しており、必要な予算案を令和7年2月県議会に提出する予定としております。

※ 支援策の正式な実施決定は、県議会での予算案議決後になります。

※ 支援制度については改めてご案内します。

Q いつまでに端末を用意しなければならないですか。

◆端末は6月から本格的に活用していくことを想定しておりますので、5月末までに端末のご準備をお願いします。

◆なお、ECサイトを活用して端末を購入する場合の想定スケジュールは次のとおりです。

3月	4月	5月	6月
R7.3.13 ・入学許可予定者発表 ・ECサイト案内送付 予定	R7.3.14～R6.4.30 ・ECサイト購入期間	～ R7.5.30 ・購入した端末の納入期限	R7.6～ ・学校での端末の活用開始

Q 端末を家族で共有利用したり、個人的にSNSやゲームアプリをダウンロードしたりして使用してもかまいませんか。

◆共有利用はご家族のファイル等が漏洩する危険があるとともに、各端末に導入する管理ツールにより、インターネットのフィルタリングをするため、**学習用とは判断されない一部サイトやゲームアプリにアクセスできなくなりま**す。端末は生徒専用・学習専用にしていただくことをお勧めします。

端末に関する問い合わせ先

山梨県教育庁総務課教育企画室 TEL:055-223-1750 MAIL:kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

給付金に関する問い合わせ先

山梨県教育庁高校教育課 TEL:055-223-1769 MAIL:koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp